

平成25年11月1日

国土交通省

## 交通政策基本法案について

### 1. 背景

人口減少・少子高齢化、国際競争の激化、巨大災害の発生など、交通を取り巻く社会経済情勢が変化中、国民生活及び経済活動にとって必要不可欠な基盤である交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、交通に関する施策について、基本理念を定め、及び国の責務等を明らかにするとともに、交通に関する施策の基本となる事項等について定める必要がある。

### 2. 概要

#### (1) 基本理念等

国民等の交通に対する基本的なニーズの充足、交通の機能の確保及び向上、交通による環境への負荷の低減、交通の適切な役割分担及び有機的かつ効率的な連携、連携等による施策の推進、交通の安全の確保といった交通に関する基本理念等を定めることとする。

#### (2) 責務等

交通に関する施策について、その基本理念を定め、国、地方公共団体、交通関連事業者、交通施設管理者及び国民等の責務等を明らかにすることとする。

#### (3) 基本的施策

国及び地方公共団体が講ずる交通に関する基本的施策について定めることとする。

#### (4) 交通政策基本計画の策定

交通に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府は、交通政策基本計画を策定することとする。

#### (5) 年次報告

交通の動向及び政府が交通に関して講じた施策について、毎年国会に報告を行うこととする。

### 3. 閣議決定日

閣 議 平成25年11月1日(金)

#### 問い合わせ先

国土交通省総合政策局公共交通政策部 澤田、多田

連絡先 03-5253-8111 (内線 54903)

03-5253-8274 (直通)



## ● 交通政策基本法案

我が国経済・社会活動を支える基盤である国際交通、幹線交通及び地域交通について、国際競争力の強化や地域の活力の向上、大規模災害時への対応等の観点から、国が自治体、事業者等と密接に連携しつつ総合的かつ計画的に必要な施策を推進していくため、交通に関する施策についての基本理念を定め、関係者の責務等を明らかにするとともに、政府に交通政策基本計画の閣議決定及び国会報告を義務づける。

国際競争の激化・我が国経済の低迷

災害に強い国土・地域づくり

人口減少・少子高齢化

我が国が抱える喫緊の課題に対し、交通政策に求められる役割は極めて大きい

例えば

- 我が国の国際競争力の強化のための国際交通ネットワークや港湾・空港等の強化
- 危機的状況にある地域の公共交通の確保・改善
- 大規模災害時における旅客・物流ネットワークの機能の確保と迅速な回復 等

これらの課題への対応には

- ・ 長期的視野に立った計画的な取組
- ・ 多様な主体の連携・協働（関係省庁、交通事業者、自治体、住民 等）が不可欠

### 「交通政策基本法案」の制定



基本理念や関係者の責務等を明確化



### 交通政策基本計画の閣議決定・国会報告

- 国際競争力の強化に必要な施策
- 地域の活力の向上に必要な施策
- 大規模災害時への対応
- 生活交通確保やバリアフリー化
- 環境負荷の低減に必要な施策
- まちづくりや観光立国の観点からの施策 等



必要な支援措置（法制上、財政上等）

毎年国会に年次報告（「交通白書」）



我が国が抱える喫緊の課題に対し、  
政府・関係者が一体となり強力に交通政策を推進するための枠組みを構築